

還付申告～～年末調整で控除し損なっても諦めないで～～

11月は年末調整のシーズンです。多くの会社で11月初旬頃に「扶養控除等（異動）申告書」と「保険料控除申告書」が配布され、11月下旬を提出期限とするのが一般的ですが、生命保険料控除証明書があとから見つかったとか、年末に子どもが生まれた等々、年末調整に間に合わなかったという経験をされた方もおられるのではないのでしょうか。今回は、こんなときも諦めずに納め過ぎた所得税を還付してもらいましょうというお話です。

年末調整は給与所得者が1月から源泉徴収（天引き）で払ってきた所得税額を勤務先が年末に計算し直して過不足を精算する手続きです。これに対して、確定申告はさまざまな種類の所得について自分で申告・納税を行うものです。

通常、副業がなく1箇所のみからの給与所得者（年収2,000万円超の者を除く）は年末調整すれば確定申告の必要はありませんが、確定申告書を提出する義務がない者でも確定申告することによって、納め過ぎた所得税の還付を受けることができます。この申告を還付申告といい、還付申告書は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。つまり、過去5年分遡って還付申告することも可能なのです。

1 還付申告の具体例

(1) 年末調整で控除できるものをしなかったケース

- 生命保険、地震保険、小規模企業共済掛金控除をしなかった
- 自分で払った（天引き以外の）社会保険料控除をしなかった
- 住宅ローン控除（2年目以降）をしなかった
- 扶養家族が増えたのに会社に言っていなかった

(2) 年末調整の対象とならない控除をするケース

- 医療費控除
- 初年度の住宅ローン控除
- 寄付金控除（ふるさと納税についてはワンストップ特例制度により確定申告不要にすることも可能）
- 雑損控除
- 特定支出控除

(3) 年の途中で退職し、年末調整を受けていないケース

(4) 上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等の金額から控除するケース

2. 還付申告の対象とならない所得の具体例

- 源泉分離課税とされる預貯金の利子
- 源泉分離課税とされる抵当証券などの金融類似商品の収益
- 源泉分離課税とされる一定の割引債の償還差益
- 源泉分離課税とされる一時払い養老保険の差益
（保険期間が5年以下のもの及び保険期間が5年超で5年以内に解約されたもの）

3. 還付申告するときの注意事項

- 還付申告書は確定申告期間（2月16日から3月15日）とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。
- 早く還付金を受け取りたい場合は確定申告期間の前に、逆に、税務署の担当者とじっくり相談しながら還付申告書を作成したい場合は確定申告期限後のオフシーズンに、還付申告することをお勧めします。
- 還付される金額は納めた所得税額が限度です。払ったよりも多く戻すことはありません。
- 既に還付申告した人が還付を受ける税金を誤って少なく申告してしまった場合、更正の請求という手続きにより納め過ぎた所得税の還付を受けることができます。更正の請求ができる期間は、原則として還付申告書を提出した日から5年以内です。

4. まとめ

還付申告のポイントは、源泉徴収額の取られ過ぎや控除の適用もれに気づくか気づかないかです。源泉徴収票を受け取ったら、間違いがないか必ずチェックしましょう。